

世田谷区告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、廃止する。

この関係図面は、令和8年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月26日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更により廃止する区間

(1) 世田谷区世田谷四丁目976番9から976番10まで

(2) 世田谷区世田谷四丁目993番13

3 変更により廃止する区域

(1) 延長 3.45メートル

幅員 0.00メートルから0.14メートルまで

面積 0.24平方メートル

(2) 延長 84.24メートル

幅員 0.00メートルから4.42メートルまで

面積 186.50平方メートル

4 廃止の期日

令和8年10月26日

案内図



区域変更により特別区道路線を廃止する部分

街区

世田谷四丁目 2 1 番及び 2 2 番

